

議案第 5 8 号

岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例等の一部改正について

岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 8 月 2 6 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する  
条例

(岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例（平成21年岩倉市  
条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

午前9時～午後 0時30分	午後1時～午後 5時	午後5時30分 ～午後9時30 分	午前9時～午後 9時30分
600円	700円	700円	2,000円
600円	700円	700円	2,000円
3,100円	3,500円	3,500円	10,100円

を

午前9時から午 後0時30分ま で	午後1時から午 後5時まで	午後5時30分 から午後9時 30分まで	午前9時から午 後9時30分ま で
円 660	円 770	円 770	円 2,200
660	770	770	2,200
3,410	3,850	3,850	11,110

に改める。

別表第2中	40円	を	円	に改める。
	10円		40	
	10円		10	
	10円		10	
	200円		10	
	200			

別表第3中	1,000円	を	円	に改める。
	200円		1,100	
	300円		220	
	300円		330	
	200円		330	
	200円		220	
	200円		220	

(岩倉市行政財産使用料条例の一部改正)

第2条 岩倉市行政財産使用料条例（平成22年岩倉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第6条第3号中「前各号」を「前2号」に改める。

別表建物の項中「500円」を「520円」に、「15,000円」を「15,710円」に改める。

(岩倉市立学校照明設備使用料条例の一部改正)

第3条 岩倉市立学校照明設備使用料条例（昭和53年岩倉市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表岩倉北小学校運動場照明施設の項中「700円」を「770円」に改め、同表南部中学校運動場照明施設の項中「1,200円」を「1,320円」に、「1,000円」を「1,100円」に改める。

(岩倉市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 岩倉市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成21年岩倉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1会議室(1)の項及び同表会議室(2)の項中「700」を「730」に、「800」を「830」に、「2,300」を「2,390」に改め、同表会議室(3)の項中「500」を「520」に、「600」を「620」に、「1,700」を「1,760」に改め、同表会議室(4)の項中「600」を「620」に、「700」を「730」に、「2,000」を「2,080」に改め、同表研修室(1)の項中「1,700」を「1,780」に、「1,900」を「1,990」に、「5,500」を「5,760」に改め、同表研修室(2)の項中「1,300」を「1,360」に、「1,500」を「1,570」に、

「4, 300」を「4, 500」に改め、同表料理室の項及び同表工芸室の項中「1, 300」を「1, 360」に、「1, 400」を「1, 460」に、「4, 100」を「4, 280」に改め、同表和室の項中「600」を「620」に、「700」を「730」に、「2, 000」を「2, 080」に改め、同表スタジオ(1)の項中「2, 300」を「2, 400」に、「2, 600」を「2, 720」に、「7, 500」を「7, 840」に改め、同表スタジオ(2)の項中「900」を「940」に、「1, 000」を「1, 040」に、「2, 900」を「3, 020」に改め、同表スタジオ(3)の項中「400」を「410」に、「1, 200」を「1, 230」に改める。

別表第2グランドピアノの項中「1, 000」を「1, 040」に改め、同表電子ピアノ又はアップライトピアノの項及び同表ドラムセットの項中「500」を「520」に改め、同表プロジェクターの項中「300」を「310」に改め、同表反響版の項及び同表簡易ステージの項中「500」を「520」に改め、同表保管庫の項中「1, 000」を「1, 040」に改める。

(岩倉市青少年宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)  
 第5条 岩倉市青少年宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例（昭和61年岩倉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条中「秩序又は」を「秩序若しくは」に改める。

別表第2宿泊のため利用する場合の項中「200」を「220」に、「400」を「440」に改め、同表研修等のため利用する場合の項中「

円	円	円
1, 000	1, 400	1, 600
1, 800	2, 200	2, 400
1, 600	1, 800	2, 000
800	1, 000	1, 200
800	1, 000	1, 200
キャンプをするため利用する場合は、テント1張1泊につき200円		

を

円	円	円
1, 100	1, 540	1, 760
1, 980	2, 420	2, 640
1, 760	1, 980	2, 200
880	1, 100	1, 320
880	1, 100	1, 320
キャンプをするため利用する場合は、テント1張1泊につき220円		

に改める。

(岩倉市テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 岩倉市テニスコートの設置及び管理に関する条例（昭和57年岩倉市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「市長」を「岩倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条第2項中「市長」を「教育委員会」に改める。

第4条及び第8条から第10条までの規定中「市長」を「教育委員会」に改める。

別表第2中	400円	を	円	に改める。
	100円		440	
	50円		110	
			50	

(岩倉市総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 岩倉市総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例（平成元年岩倉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2 総合体育館の項中

円
2,400
600
600
900
600
2,400
1,200
600
300

を

円
2,560
640
640
960
640
2,560
1,280
640
320

に、

円
3,200
700
700
1,050
700
3,200
1,600
800
400

を

円
3,360
740
740
1,120
740
3,360
1,680
840
420

に、

円
16,000
3,800
3,800
5,700
3,800
16,000
8,000
4,000
2,000

を

円
16,960
4,040
4,040
6,080
4,040
16,960
8,480
4,240
2,120

に、

200	200	200	200	200	200	
						2,000

を

						210
						2,100

に改め、同表多目的ホールの項中「2,200」を「2,340」に、「2,800」を「2,990」に、「14,400」を「15,340」

に改め、同表ふれあい会館の項中

300
300
600

を

320
320
640

に、

1,800
1,800
3,600

を

1,920
1,920
3,840

に改め、同表備考4中「3,000円」

を「3,200円」に改める。

別表第3区分の項中「附属設備の名称」を「附属設備」に、「1回」を「1回当たり」に改め、同表アリーナの項中「500」を「530」に改め、同表多目的ホールの項中「500」を「530」に、「1,000」を「1,060」に、「3,000」を「3,200」に、「2,000」を「2,130」に、「4,000」を「4,270」に改め、同表備考1中「附属設備」を「附属設備」に改める。

(岩倉市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 岩倉市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例（平成4年岩倉市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表研修・会議室の項中「300」を「320」に、「400」を「420」に、「1,100」を「1,160」に改め、同表多目的ホールの項中「700」を「740」に、「900」を「960」に、「2,500」を「2,660」に改め、同表視聴覚室兼研修室の項中

500	700	700	1,900	を
400	600	600	1,600	
530	740	740	2,010	に改める。
420	640	640	1,700	

(岩倉市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 岩倉市地域交流センターの設置及び管理に関する条例（平成7年岩倉市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第2中	円	円	円	円	を
	2,000	2,700	2,700	7,400	
	300	400	400	1,100	
	500	600	600	1,700	
	400	500	500	1,400	
	600	800	800	2,200	
	400	500	500	1,400	
	1,200	1,700	1,700	4,600	
	400	500	500	1,400	
	500	700	700	1,900	
	400	500	500	1,400	
	500	600	600	1,700	
	300	500	500	1,300	
	1,200	1,600	1,600	4,400	
	400	500	500	1,400	
	500	600	600	1,700	
500	700	700	1,900		

円 2, 1 3 0	円 2, 8 8 0	円 2, 8 8 0	円 7, 8 9 0
3 2 0	4 2 0	4 2 0	1, 1 6 0
5 3 0	6 4 0	6 4 0	1, 8 1 0
4 2 0	5 3 0	5 3 0	1, 4 8 0
6 4 0	8 5 0	8 5 0	2, 3 4 0
4 2 0	5 3 0	5 3 0	1, 4 8 0
1, 2 5 0	1, 7 8 0	1, 7 8 0	4, 8 1 0
4 1 0	5 2 0	5 2 0	1, 4 5 0
5 2 0	7 3 0	7 3 0	1, 9 8 0
4 1 0	5 2 0	5 2 0	1, 4 5 0
5 2 0	6 2 0	6 2 0	1, 7 6 0
3 1 0	5 2 0	5 2 0	1, 3 5 0
1, 2 8 0	1, 7 0 0	1, 7 0 0	4, 6 8 0
4 2 0	5 3 0	5 3 0	1, 4 8 0
5 3 0	6 4 0	6 4 0	1, 8 1 0
5 3 0	7 4 0	7 4 0	2, 0 1 0

に改める。

(岩倉市放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 岩倉市放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例（平成30年岩倉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「400円」を「440円」に、「500円」を「550円」に改める。

(岩倉市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第11条 岩倉市児童館の設置及び管理に関する条例（昭和46年岩倉市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「別表第1」を「、別表第1」に改める。

第8条第1項中「徴収」を「、徴収」に改める。

別表第2中「9時～12時」を「午前9時から正午まで」に、「1時～5時」を「午後1時から午後5時まで」に、「6時～9時」を「午後6時から午後9時まで」に、「400円」を「440円」に改める。

(岩倉市多世代交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 岩倉市多世代交流センターの設置及び管理に関する条例（平成23年岩倉市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表すこやかホール(1)の項及び同表すこやかホール(2)の項中「400」を「410」に改め、同表大会議室の項中「700」を「730」に改め、同表会議室の項中「400」を「410」に改め、同表研修室の項中「300」を「310」に改める。

(岩倉市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第13条 岩倉市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例（昭和49年岩倉市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条中「次」を「、次」に改める。

第6条第1項中「文書料（以下「診療料等」という。）」を「文書料」に改め、同条第2項中「診療料等」を「診療料」に改め、同条第3項中「診療料等」を「診療料」に、「次の各号」を「次」に改め、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4 前項各号によらないで診療を受けた者は、第2項の規定により算定した額に1.5を乗じて得た額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の診療料を納付しなければならない。

5 第1項の文書料の額は、次のとおりとする。

普通診断書	1通	1,650円
死亡診断書	1通	5,500円
証明書	1通	1,650円

第6条に次の1項を加える。

6 診療料は診療を受けた際、文書料は文書を請求しようとする際納付しなければならない。

(岩倉市防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第14条 岩倉市防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年岩倉市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「徴収」を「、徴収」に改める。

別表第1 防災研修室1の項中

円	円	円	円
400	500	500	1,400

を

円	円	円	円
410	520	520	1,450

に改め、同表

防災研修室2の項中「300」を「310」に、「800」を「820」に改め、同表防災研修室3の項中「300」を「310」に、「400」を「410」に、「1,100」を「1,130」に改め、同表避難室の項中「1,200」を「1,250」に、「1,700」を「1,780」に、「4,600」を「4,810」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定（第6条の改正規定に限る。）及び第6条の規定（別表第2の改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例（第6条（照明設備1面に係る部分を除く。）、第7条（総合体育館の個人利用の回数券に係る部分を除く。）及び第13条の規定を除く。）による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその利用又は使用を許可するものについて適用し、施行日前に利用又は使用を許可したものについては、なお従前の例による。
- 3 第6条（照明設備1面に係る部分に限る。）による改正後の岩倉市テニスコートの設置及び管理に関する条例及び第7条（総合体育館の個人利用の回数券に係る部分に限る。）による改正後の岩倉市総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後に納付される使用料について適用し、施行日前に納付された使用料については、なお従前の例による。